


給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

 令和 年 月 日提出	<input type="checkbox"/> 北広島市長あて <input type="checkbox"/> 江別市長あて <input type="checkbox"/> 千歳市長あて <input type="checkbox"/> 恵庭市長あて <input type="checkbox"/> 石狩市長あて <input type="checkbox"/> 当別町長あて <input type="checkbox"/> 新篠津村長あて	(特別徴収義務者) 給与支払者	〒	届出区分 <input type="checkbox"/> 現年度 <input type="checkbox"/> 新年度 <input type="checkbox"/> 両年度	特別徴収義務者 指定番号	宛名 番号			
			所在地又は住(居)所	担当者 所属課係名					
			フリガナ 名称 又は氏名	担当者 氏名					
			法人番号 (個人番号)	担当者 電話番号					
給与所得者(異動者)			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日から 退職時までの 給与支払額
フリガナ 氏名	旧姓	円	月分 から 月分 まで 円	円			<input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 休職 <input type="checkbox"/> 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 死亡 → ③ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 特別徴収継続 → ① <input type="checkbox"/> 一括徴収 → ② <input type="checkbox"/> 普通徴収	円
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日								上記期間内に 控除した 社会保険料額
個人番号									円
給与の支払を受けなくなった後の住所									

①新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記載してください。

新しい勤務先	〒	特別徴収義務者指定番号	
	所在地又は住(居)所	<input type="checkbox"/> 新規	
	フリガナ 名称 又は氏名	担当 氏名	電話 番号
<input type="checkbox"/> 上記勤務先には、月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済み。			

③死亡退職で、次の事項がわかる場合は記載してください。

相続人	住所		
	氏名	続柄	

◎その他の連絡事項がある場合は、次の欄に記載してください。

連絡事項	
------	--

②未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	<input type="checkbox"/> 異動者から、一括徴収を希望する旨の申出があったため。 (申出日 月 日)	徴収予定額 (上記(ウ)の額)
	<input type="checkbox"/> 異動が令和 年 1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため。	円
一括徴収した額は、 月分 (月 日納期限分) で納入します。		

※未徴収税額の一括徴収に御協力願います。

■記載心得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号（個人番号）」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）又は個人番号（同条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。（※）

4 「宛名番号」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5 「個人番号」欄には、給与の支払を受けなくなった者の個人番号を記載してください。

6 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

7 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」をチェックしてください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」をチェックしてください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」をチェックしてください。（注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

① 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

② 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

■お問い合わせ先

北広島市役所 税務課市民税担当

(011) 372-3311 内線3704・3705

江別市役所 市民税課市民税係

(011) 381-1012 (課直通)

千歳市役所 税務課市民税係

(0123) 24-0158 (課直通)

恵庭市役所 税務課市民税担当

(0123) 33-3131 内線1414・1415

石狩市役所 税務課市民税担当

(0133) 72-3119 (課直通)

当別町役場 税務課

(0133) 23-2330 内線112・113

新篠津村役場 総務課税務係

(0126) 57-2111